

---

### III 確定給付企業年金制度

---

# 1.確定給付企業年金制度の概要(1)

- 確定給付型の企業年金について受給権の保護を図るために、平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 新たな確定給付型の企業年金として、事業主が運営機関と契約して直接実施する規約型企業年金と、基金を設立して実施する基金型企業年金(厚生年金の代行は行わない)を創設。
- 厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転(代行返上)することが認められた。

## <制度の枠組み>

- ①企業年金の新たな形態として、規約型(労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立)と基金型(厚生年金の代行のない基金)を設ける。
- ②老齢給付を基本とし、障害給付、遺族給付も行うことができるとしている。
- ③給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。
- ④税制上の措置
  - ・拠出時:事業主拠出は損金算入、本人拠出は生命保険料控除の対象
  - ・運用時:特別法人税を課税(ただし、平成19年度まで凍結。)
  - ・給付時:年金の場合は公的年金等控除の対象とし、一時金の場合は退職所得課税を適用(老齢給付)

# 1.確定給付企業年金制度の概要(2)

## ＜受給権保護のための措置＞

### ①積立義務:

将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定する。

### ②受託者責任の明確化:

企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化する。

### ③情報開示:

事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う。

## ＜その他＞

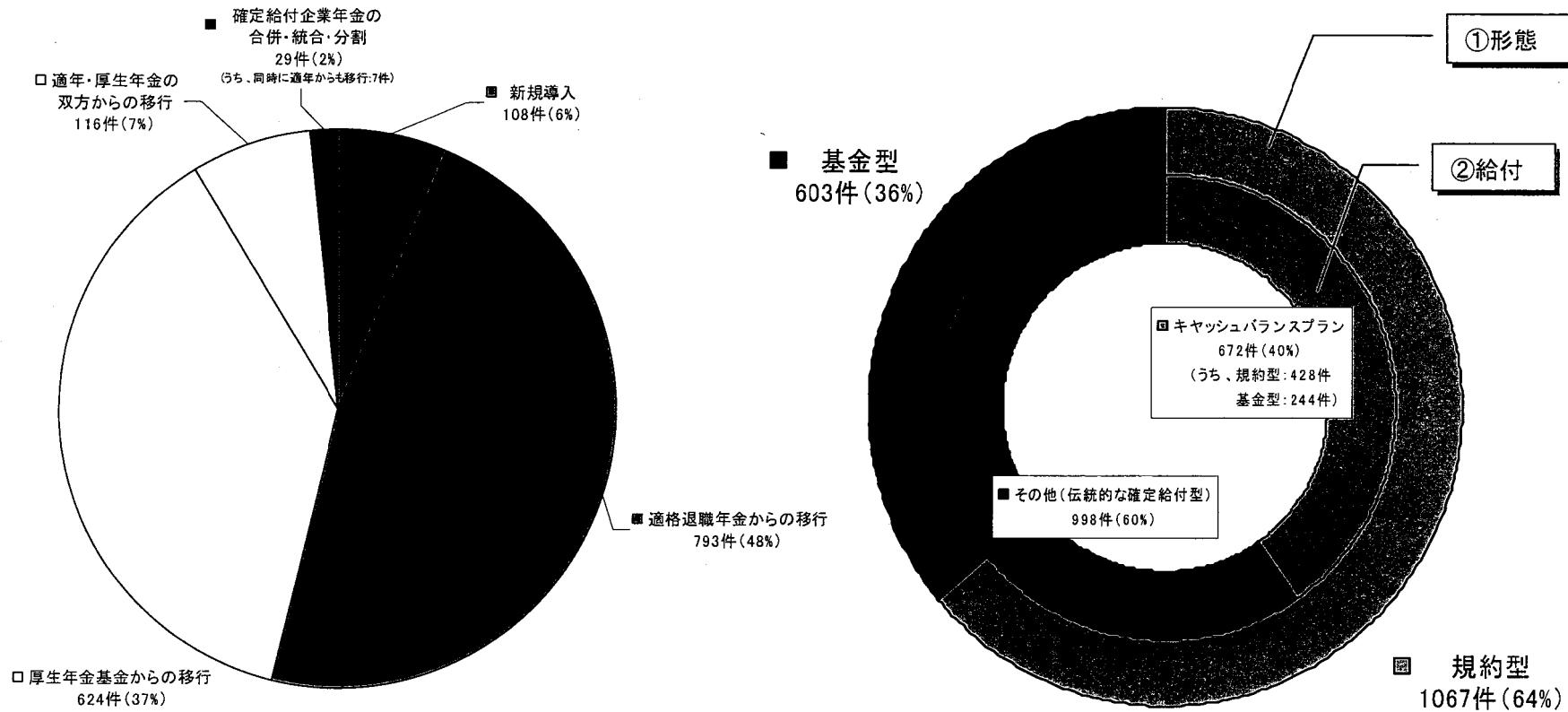
### ①厚生年金基金について、代行を行わない新企業年金への移行を認める。

代行返上の際には、一定の条件の下に現物による国への資産の返還を認める。

### ②適格退職年金については、経過措置を講じて、平成24年3月末までに他の企業年金

制度等へ円滑に移行できるようにする。

## 2.確定給付企業年金の承認・認可状況



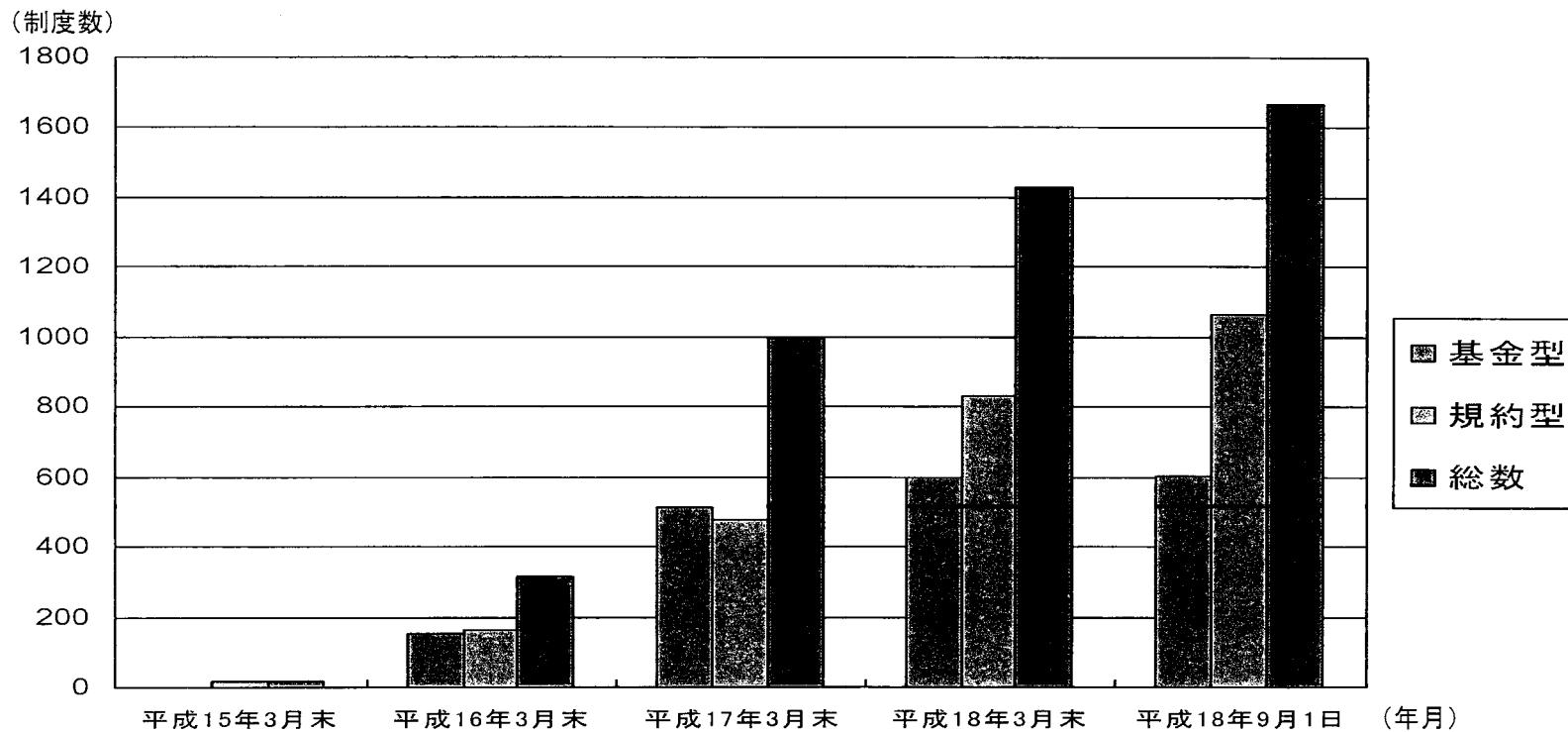
(平成18年9月1日現在 1,670件) 《注1》

【厚生労働省  
年金局調べ】

《注1》 承認・認可数は合併・統合後の実在数(実際の承認・認可数は 1,730件)

《注2》 “キャッシュバランスプランの件数については、いわゆるキャッシュバランスプラン類似制度や、キャッシュバランスプランと伝統的な確定給付型との組合せも含む”

### 3.確定給付企業年金の実施状況



	基金型	規約型	総数(件)
平成15年3月末	0	15	15
平成16年3月末	152	164	316
平成17年3月末	514	478	992
平成18年3月末	597	833	1,430
平成18年9月1日	603	1,067	1,670

【厚生労働省  
年金局調べ】

## 4.厚生年金基金の代行返上

### ○ 厚生年金基金の代行返上

厚生年金基金は、厚生年金本体の給付の一部を代行し、それに企業年金独自の給付を上乗せする制度。

厚生年金基金が確定給付企業年金制度(厚生年金の代行をしない)に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転する。

### ○ 実施時期

#### ・ 将来返上 平成14年4月から施行

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた日以降の代行を行わないこととする。

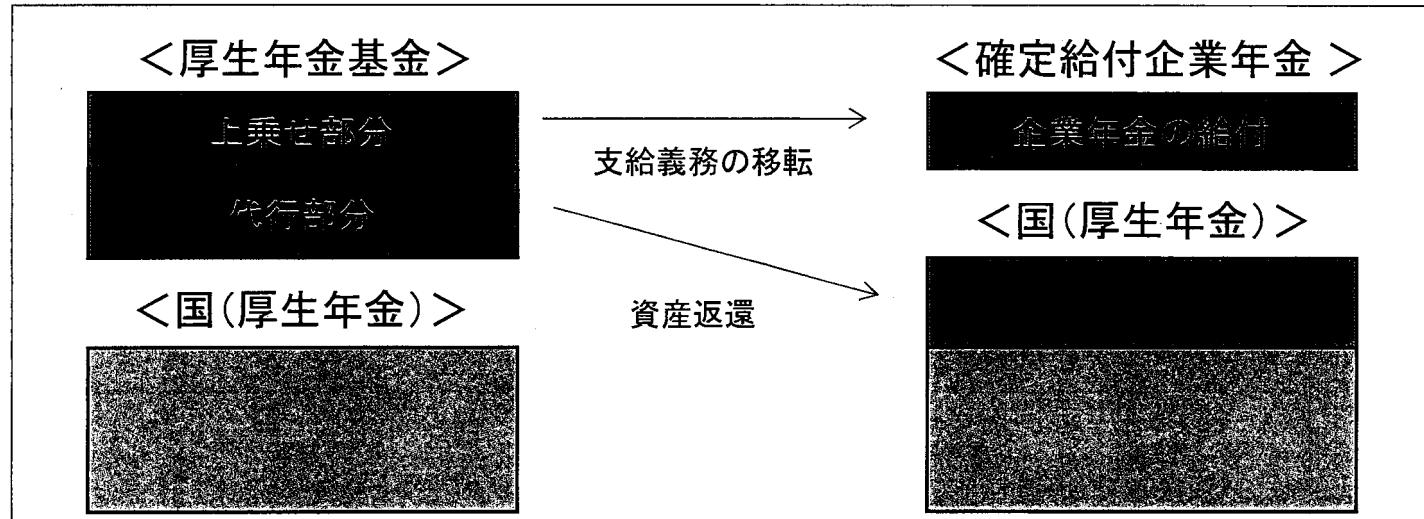
※ 平成18年9月1日時点の将来代行返上基金数:848

#### ・ 過去返上 平成15年9月から施行

記録確認などが終了した厚生年金基金は、代行を行っていた期間について代行返上を行う。(いわゆる過去返上)

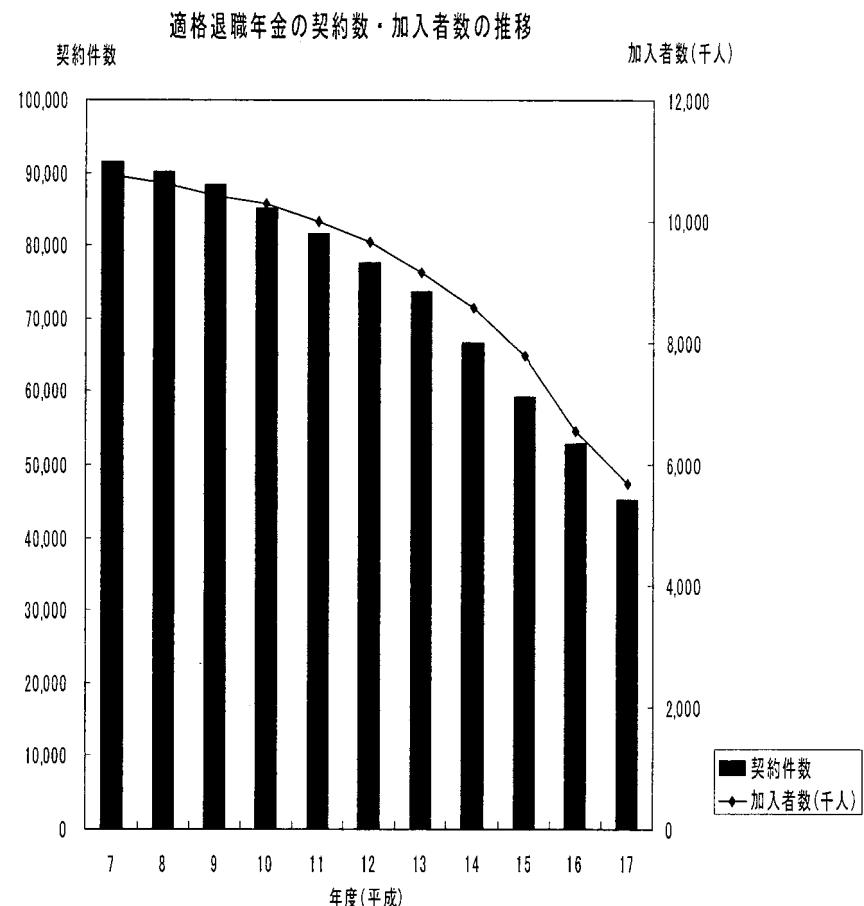
※ 現金以外に一定の条件の下で物納(株、債券)による国への資産の返還を認める。

※ 平成18年9月1日時点の過去返上基金数:773



## 5. 適格退職年金

- 企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。
- 平成18年3月末現在、契約件数45,090件、加入者数567万人。
- 確定給付企業年金法の施行(平成14年4月1日)により、新規の契約は認められず、既存の契約については平成24年3月末までに他の制度への移行等の対応をとることとなる。



【出典:信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託概況】

---

## IV 厚生年金基金制度

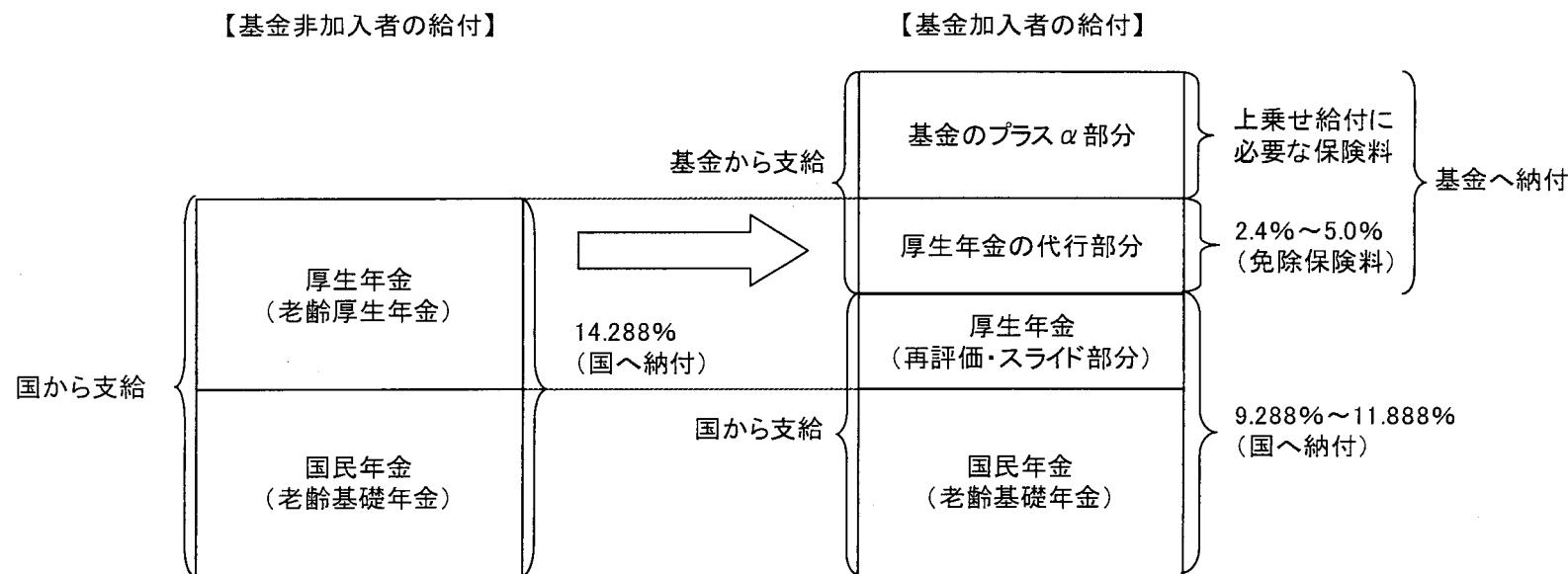
---

# 1. 厚生年金基金制度の概要(1)

- 企業の事業主が公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給する制度として昭和41年に創設。

## ＜給付＞

- 厚生年金基金は、老齢厚生年金の賃金再評価、物価スライド、マクロ経済スライド部分を除いた部分を代行する(代行給付)。
- 併せて上乗せ給付(代行部分の5割以上(※)の給付)を支給。  
(※)平成17年3月以前に設立した厚生年金基金については1割以上。
- 終身にわたって支給する部分は、プラス $\alpha$ 部分の2分の1以上。



# 1.厚生年金基金制度の概要(2)

---

## <掛金>

- 基金は、基金の行う事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。事業主は加入員・事業主負担分の掛金を納付する。
- 事業主は、代行部分に見合う保険料(免除保険料)の国への納付を免除される。

## <財政>

- 基金の財政方式は、将来の年金給付に必要な資金を給付事由が発生するまでに積み立てるという事前積立方式である。

# (参考)厚生年金基金の努力目標水準について

- 厚生年金基金の努力目標水準は、代行部分の3.23倍に相当する水準としている。この水準は、厚生年金の給付と厚生年金基金の給付で、平均的な被用者の退職前の年間所得の6割程度を賄えるようにするものとして設定されている。

## 厚生年金保険法

第一百三十二条 基金が支給する老齢年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この条、附則第十七条の四第八項及び第十七条の六第一項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬額(加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額(第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。)の千分の五・四八に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。

3 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に三・二三を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

4・5 (略)

## (注)

- 昭和63年に厚生年金基金の努力目標水準が設定された際には、代行部分の2.7倍として設定された。平成12年改正により、厚生年金基金の代行部分の給付が5%カットされたため、厚生年金基金の給付分の努力目標水準が高くなり、2.84倍に設定された。  
また、平成16年改正におけるマクロ経済スライドの導入により、厚生年金の給付水準が将来低下すると見込まれることから、3.23倍に引き上げられた。
- なお、厚生年金基金の努力目標水準に達する積立金までは、特別法人税(平成19年度末まで課税を凍結)は非課税とされており、法人税法上、免除保険料の額を3.23倍した額まで非課税とされる。

## 2. 設立形態、基金数・加入員数・資産額の推移

### (1) 設立形態(平成18年8月1日現在)

( )内は平成17年6月末現在

	基金数	事業所数	加入員数(千人)
総 数	675	129,000	5,300
単独型	66	(662)	(294)
連合型	90	(2,877)	(957)
総合型	519	(131,190)	(4,682)

【企業年金連合会調べ、事業所数、加入員数は推計】

【( )内は「厚生年金基金事業概況(平成17年度第1四半期報告書)より】】

### (2) 厚生年金基金数、加入員数及び資産額の推移

年度	基金数	加入員数(千人)	資産額(兆円)
5	1,804	11,919	35.4
6	1,842	12,051	38.4
7	1,878	12,130	41.8
8	1,883	12,096	45.0
9	1,874	12,254	50.1
10	1,858	12,002	53.3
11	1,835	11,692	62.2
12	1,801	11,396	58.0
13	1,737	10,871	57.0
14	1,656	10,386	51.2
15	1,357	8,351	48.6
16	838	6,152	36.8
(参考) 18. 4. 1	685	5,300	—

(注1)資産額は連合会分を含み、平成8年度までは簿価、平成9年度以降は時価である。

(注2)数値は各年度末のものである。

【出典:「厚生年金基金の財政状況】】

【(参考)は企業年金連合会調べ、加入員数は推計】

### 3.解散数の推移、厚年基金加入員の平均的な給付

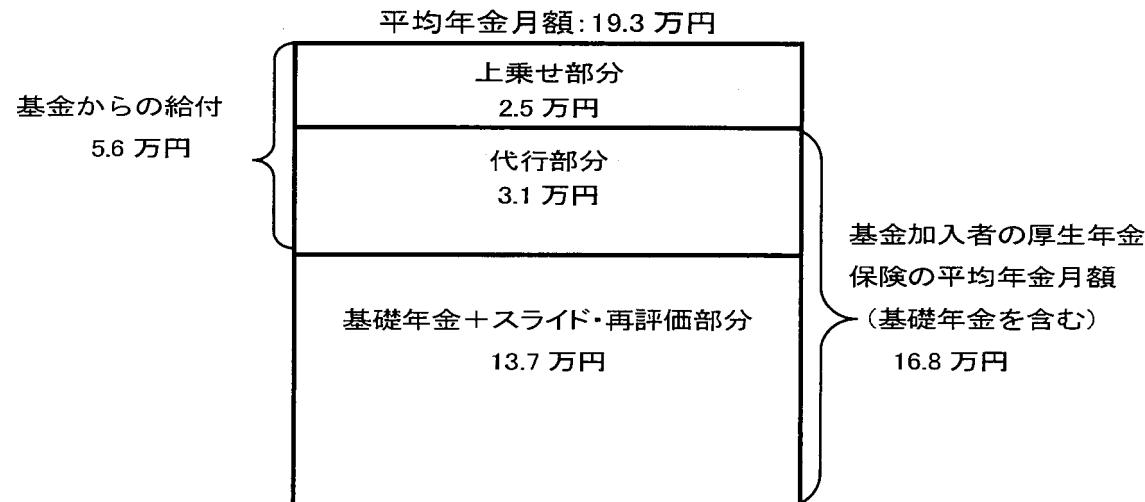
#### (1)厚生年金基金の解散数の推移

年 度	~H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
総 数	18	1	7	14	18	16	29	59	73	92	81	30	5	443
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56	57	57	54	15	0	325
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3	16	35	27	15	5	118

(注)平成18年度の数値は9月1日現在

#### (2)厚生年金基金加入員の平均的な給付

<平成16年度末現在:月額>



(注) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

## 4.財政状況

### 財政状況

	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
剩余のあった基金	885 (47%)	640 (34%)	781 (42%)	559 (30%)	1,505 (82%)	159 (9%)	96 (6%)	87 (5%)	467 (34%)	426 (51%)
不足のあった基金	988 (53%)	1,238 (66%)	1,093 (58%)	1,299 (70%)	329 (18%)	1,642 (91%)	1,640 (94%)	1,569 (95%)	890 (66%)	411 (49%)
計	1,873	1,878	1,874	1,858	1,834	1,801	1,736	1,656	1,357	837

【出典:「厚生年金基金の財政状況」】

(注1)当年度剩余金又は当年度不足金を処理した後のもので集計している。また、移行調整金残高は不足金に含めて集計した。

(注2)平成9年度から決算方法が変更されたため、平成8年度以前の決算については、可能な限り平成9年度以降の決算方法に合わせて再集計したものを計上している。

(注3)平成8年度までは簿価基準、平成9年度からは時価基準である。

(注4)( )内の数値は、構成割合である。

(参考)剩余(別途積立金)の合計額 : 1兆3,930億円

不足(繰越不足金と移行調整金残高)の合計額: 1兆4,390億円

基金全体(剩余の合計額と不足の合計額の差)でみた不足の合計額 : 460億円